

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成21年度の地方税法改正より、道路特定財源としての目的税から普通税へ変更されたことで、平成24年3月末をもって課税免除措置が廃止される予定となっていました。各界からの強い要請により、3年間の延長措置が認められ、平成27年3月末での適用期限を迎えることとなります。

これまでトラクターやコンバイン等の農業用機械や船舶、採石場内の重機、公共交通を支える鉄道や船舶、さらには、本道の冬季観光産業にとって重要なスキー場のゲレンデ整備車等にも活用されるなど、道内の幅広い産業の経営安定、収益向上に大きく貢献してきました。

農産物価格が低迷するなか、円安等による燃料や肥料、資材などの値上げ負担が農家経営に重くのしかかり、農林漁業の経営にとどまらず地域経済の振興に困難が広まっているなかで、免税軽油制度の廃止は農家経営の危機を一層増大させ、地域経済振興に重大な悪影響を与えることは明らかであります。

よって、国においては、軽油引取税の課税免除措置を受けている農林水産業者、鉱物採掘業者、索道事業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月19日 提出

北海道空知郡南富良野町議会

議長 鹿野重博

提出先

- ・衆議院議長
- ・参議院議長
- ・内閣総理大臣
- ・財務大臣
- ・総務大臣
- ・農林水産大臣
- ・経済産業大臣
- ・国土交通大臣